

桑名市告示第66号

桑名市特殊詐欺被害防止機器貸出事業実施要綱を次のように定める。

令和4年3月23日

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市特殊詐欺被害防止機器貸出事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、高齢者に対し、特殊詐欺被害防止対策機器（以下「機器」という。）を貸与することにより、特殊詐欺（桑名市特殊詐欺根絶条例（令和元年桑名市条例第8号）第2条第1号の特殊詐欺をいう。以下同じ。）による高齢者の犯罪被害を未然に防止するとともに、機器の普及啓発を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この告示による貸出しの対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 市内に住所を有し、かつ、居住している者

(2) 利用申請日において、満65歳以上の者

2 前項の規定にかかわらず、桑名市特殊詐欺被害防止機器購入費補助金交付要綱（令和〇年桑名市告示第〇号）の規定による補助金の交付を受けた者は、前項の対象者から除くものとする。ただし、当該補助金の交付を受けた機器が破損又は滅失した場合であって、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

3 機器の貸出しは、1世帯につき1台を限度とする。

(利用の申請)

第3条 機器の貸出しを受けようとする者は、特殊詐欺被害防止機器貸出申請書（様式第1号）により市長に申請するものとする。

(貸出しの決定)

第4条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査した上で、貸出しの可否を決定し、特殊詐欺被害防止機器貸出承諾（不承諾）通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(費用の負担)

第5条 機器の貸出料は無料とする。ただし、機器の設置に必要な設置費用及び貸出期間中の機器の使用に係る費用は貸出しを受けた者の負担とする。

(貸出期間)

第6条 機器の貸出期間は、機器の引渡しをした日から6か月とする。

(機器の設置)

第7条 機器の設置は、貸出しを受けた者が行うこととする。ただし、設置が困難な者については市に設置を依頼することができるものとする。

(機器の管理)

第8条 貸出しを受けた者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 機器は、取扱説明書に従って適正に使用すること。

(2) 機器を転貸、売却又は譲渡しないこと。

(3) 利用内容に変更があったときは、速やかに届け出ること。

(4) 貸出しを受けた者が、機器を破損（経年劣化による場合を除く。）又は紛失した場合には、市が提示する修理等に要する費用を負担すること。

(機器の返還)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、機器を返還させることができるものとする。

(1) 第2条に規定する要件に該当しなくなったとき。

(2) 偽りその他不正の手段により貸出しの決定を受けたとき。

(3) その他市長が必要と認めるとき。

(協力依頼)

第10条 機器の貸出しを受けた者は、第1条の目的の達成に必要な限度において、市が実施するアンケート及び録音データの提供の求めに協力するものとする。

(免責)

第11条 市は、貸し出した機器によって発生した事故等について、損害の賠償の責任を負わないものとする。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、この告示の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年6月1日から施行する。

（宛先）桑名市長

特殊詐欺被害防止機器貸出申請書

桑名市特殊詐欺被害防止機器貸出事業実施要綱第3条の規定に基づき、下記のとおり特殊詐欺被害防止機器の貸出しを申請します。

なお、申請にあたり、以下の事項について同意します。

- ・住民基本台帳を確認すること。
- ・裏面の特殊詐欺被害防止機器貸出しに伴う制約事項を遵守すること。
- ・代理による申請の場合、申請及び機器の受領にかかる権限を代理申請者に委任すること。

記

申請者	ふりがな				
	氏名 (記名・押印又は署名)				
	住所	〒			
	連絡先	【機器設置電話番号】 ()	【携帯電話番号等】		
	生年月日	年 月 日生	年齢	歳	
代理申請者	ふりがな			(事業者の場合) 事業所名	
	氏名				
	住所 (事業所住所)	〒			
	電話番号		申請者との続柄	<input type="checkbox"/> ケアマネジャー <input type="checkbox"/> 担当包括職員 <input type="checkbox"/> 続柄 ()	
承諾（不承諾） 通知書送付先		<input type="checkbox"/> 申請者住所 <input type="checkbox"/> 代理申請者住所			

- 1 申請後、市で審査の上、設置が適切と判断した方に、機器を貸し出します。
したがって、この申請の受付が機器の貸出しを確約したものではありません。
- 2 機器の貸出期間は、機器の引き渡しをした日から6か月となります。
- 3 機器設置に関してご不明な点は、ご相談ください。

※担当課記入欄

受付	審査結果	不可の理由
機器の設置日	年 月 日	

(裏)

特殊詐欺被害防止機器貸出しに伴う誓約事項

- 1 特殊詐欺被害防止機器（以下「機器」という。）は、桑名市特殊詐欺被害防止機器貸出事業実施要綱の規定を遵守の上、防犯並びに急病及び災害等の緊急時に使用し、その他の目的には使用しません。
- 2 機器は、私自身の責任において大切に使用します。
- 3 機器を第三者へ転貸しません。
- 4 機器に不具合や誤作動等が生じた場合は、直ちに市へ連絡します。
- 5 貸出申請書の内容に変更が生じた場合は、速やかに市へ連絡します。
- 6 万一、破損（経年劣化による場合を除く）又は紛失した場合、若しくは故意に返却しない場合には、市が提示する実費（修繕又は再購入価格相当分）を負担します。
- 7 貸出期間が満了したとき又は長期間装置を使用しなくなったときは、速やかに装置を返却します。
- 8 機器に録音された音声が必要な場合には、録音データの提出に協力いたします。
- 9 設置された機器の使用状況等について、アンケート等が必要な場合は協力いたします。

様式第2号（第4条関係）

（表）

第 号
住 所
氏 名

特殊詐欺被害防止機器貸出承諾（不承諾）通知書

年 月 日付けの桑名市特殊詐欺被害防止機器貸出申請書について、特殊詐欺被害防止機器貸出し事業実施要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり承諾（不承諾）とすることに決定したので、通知します。

年 月 日

桑名市長

㊞

記

1 承 諾

裏面の特殊詐欺被害防止機器貸出しに伴う誓約事項を守ってご利用願います。

機器の貸出しにあたりましては、本承諾通知書を までお持ちください。

2 不承諾

理由：

(裏)

特殊詐欺被害防止機器貸出しに伴う誓約事項

- 1 特殊詐欺被害防止機器（以下「機器」という。）は、桑名市特殊詐欺被害防止機器貸出事業実施要綱の規定を遵守の上、防犯並びに急病及び災害等の緊急時に使用し、その他の目的には使用しません。
- 2 機器は、私自身の責任において大切に使用します。
- 3 機器を第三者へ転貸しません。
- 4 機器に不具合や誤作動等が生じた場合は、直ちに市へ連絡します。
- 5 貸出申請書の内容に変更が生じた場合は、速やかに市へ連絡します。
- 6 万一、破損（経年劣化による場合を除く）又は紛失した場合、若しくは故意に返却しない場合には、市が提示する実費（修繕又は再購入価格相当分）を負担します。
- 7 貸出期間が満了したとき又は長期間装置を使用しなくなったときは、速やかに装置を返却します。
- 8 機器に録音された音声が必要な場合には、録音データの提出に協力いたします。
- 9 設置された機器の使用状況等について、アンケート等が必要な場合は協力いたします。

参 考

(制定のあらまし)

特殊詐欺による高齢者の犯罪被害を未然に防止することを目的に、特殊詐欺被害防止機器の貸出しに関し必要な事項を定めるため、要綱を制定するものであります。